

避難行動要支援者名簿等の提供及び利用に関する覚書

倉敷市（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇〇〇自主防災会（以下「乙」という。）は、災害時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿及び見守り台帳（以下「名簿等」という。）の提供及び利用に関し、倉敷市地域防災計画に基づき、個人情報の漏えい等の事故防止のため、次のとおり覚書を締結する。

（名簿等の情報提供）

貴自主防災組織名を記入してください。

第1条 甲は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）である乙に対し、名簿等を提供する。名簿等に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）氏名、（2）生年月日・年齢、（3）性別、（4）住所又は居所、
- （5）電話番号及びその他連絡先、（6）避難支援等を必要とする事由

（利用の目的）

第2条 乙は、災害の発生に備え、名簿等を避難支援等の実施に必要な限度で利用するものとする。なお、名簿等を受け取ったことにより、乙に災害時の避難支援等を行う法的な責任や義務が課せられるものではない。

（守秘義務）

第3条 乙は、名簿等により知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。避難行動要支援者等の避難支援等に携わらなくなった後も、同様とする。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、名簿等の個人情報の漏えい等の事故防止のため、適切に管理しなければならない。このため、乙は個人情報保護管理責任者（以下、「責任者」という。）を置くこととし、原則として、乙の代表者が責任者を兼ねるものとする。ただし、代表者以外の者を責任者とする場合は、その氏名等を書面により甲に通知しなければならない。

（名簿等情報の利用及び提供）

第5条 乙は災害時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくよう、平常時から提供された名簿等情報を共有することができるが、名簿等はその目的以外に利用してはならない。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿等の情報を提供することができる。

（名簿等の管理方法等）

第6条 乙は、この覚書の内容、個人情報保護の重要性及び名簿等の管理方法等について、その構成員に対し、共通の認識を持つよう周知を図らなければならない。

（事故報告等）

第7条 乙は、甲から提供された名簿等及びその情報に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、指示に従わなければならない。

(事故対応等)

第8条 乙は、構成員の故意又は重大な過失により、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、責任を持ってその解決を図らなければならない。

(名簿の返却)

第9条 乙は、名簿等の更新時等、甲から名簿等の返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申出がない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書の内容に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議して決める。

この覚書の締結の証するため、甲乙双方が記名押印の上、1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

提出される年月日を記入してください。

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙 倉敷市西中新田〇〇〇番地
〇〇〇〇〇自主防災会

会 長 〇 〇 〇 〇 (印)

貴自主防災組織の住所、名称の記入いただき、代表者の署名又は押印をお願いします。

避難行動要支援者名簿等の提供及び利用に関する覚書

倉敷市（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇〇〇自主防災会（以下「乙」という。）は、災害時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿及び見守り台帳（以下「名簿等」という。）の提供及び利用に関し、倉敷市地域防災計画に基づき、個人情報の漏えい等の事故防止のため、次のとおり覚書を締結する。

（名簿等の情報提供）

貴自主防災組織名を記入してください。

第1条 甲は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）である乙に対し、名簿等を提供する。名簿等に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）氏名、（2）生年月日・年齢、（3）性別、（4）住所又は居所、
- （5）電話番号及びその他連絡先、（6）避難支援等を必要とする事由

（利用の目的）

第2条 乙は、災害の発生に備え、名簿等を避難支援等の実施に必要な限度で利用するものとする。なお、名簿等を受け取ったことにより、乙に災害時の避難支援等を行う法的な責任や義務が課せられるものではない。

（守秘義務）

第3条 乙は、名簿等により知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。避難行動要支援者等の避難支援等に携わらなくなった後も、同様とする。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、名簿等の個人情報の漏えい等の事故防止のため、適切に管理しなければならない。このため、乙は個人情報保護管理責任者（以下、「責任者」という。）を置くこととし、原則として、乙の代表者が責任者を兼ねるものとする。ただし、代表者以外の者を責任者とする場合は、その氏名等を書面により甲に通知しなければならない。

（名簿等情報の利用及び提供）

第5条 乙は災害時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくよう、平常時から提供された名簿等情報を共有することができるが、名簿等をその目的以外に利用してはならない。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿等の情報を提供することができる。

（名簿等の管理方法等）

第6条 乙は、この覚書の内容、個人情報保護の重要性及び名簿等の管理方法等について、その構成員に対し、共通の認識を持つよう周知を図らなければならない。

（事故報告等）

第7条 乙は、甲から提供された名簿等及びその情報に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、指示に従わなければならない。

(事故対応等)

第8条 乙は、構成員の故意又は重大な過失により、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、責任を持ってその解決を図らなければならない。

(名簿の返却)

第9条 乙は、名簿等の更新時等、甲から名簿等の返還を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申出がない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書の内容に疑義が生じた場合には、甲と乙が協議して決める。

この覚書の締結の証するため、甲乙双方が記名押印の上、1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

提出される年月日を記入してください。

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

乙 倉敷市西中新田〇〇〇番地
〇〇〇〇〇自主防災会

会 長 〇 〇 〇 〇 (印)

貴自主防災組織の住所、名称の記入いただき、代表者の署名又は押印をお願いします。